

大分県報

平成十八年

第一七八〇号

七月十八日

（火曜日）

目次

告 示

特定非営利活動法人の設立認証申請……………	一
生活保護法による介護機関の指定……………	一
瀬戸内環境保全特別措置法による特定施設の設置許可申請……………	二
土地改良区の解散認可……………	七
大分県低入札価格調査実施要領の一部改正……………	七
道路区域の変更……………	八
道路の供用開始……………	八
選挙管理委員会告示……………	八
政治資金規正法第十七条第二項の適用……………	九
教育庁等における臨時的任用職員に関する規程の一部改正……………	九
落札者等の公示……………	一二
大分県市町村職員共済組合の決算の要旨……………	一二

告 示

大分県告示第七百三十五号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。

平成十八年七月十八日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

平成十八年七月十八日

- 一 申請のあった年月日
平成十八年五月二十九日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人 百善の会
- 三 代表者の氏名
村 橋 弘 喜
- 四 主たる事務所の所在地
杵築市大字馬場尾字船迫九百八番一
- 五 定款に記載された目的
この法人は、高齢者、障がい者及び生活援助を必要とする方々に対して、日常生活の援助及び介護サービスの提供、メンタルケアの相談等に関する事業を行い、地域及び高齢者等の福祉の増進に寄与することを目的とする。

大分県告示第七百三十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第五十四条の二第一項に規定する介護扶助のための居宅介護又は介護予防若しくは介護予防支援計画の作成を担当させる機関として、次の介護機関を指定した。

平成十八年七月十八日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

介護機関の名称	所在地	開設者	主たる事務所の所在地	サービスの種類	指定年月日
ヘルパーステーション 大観苑	別府市鉄輪 東八組	社会福祉法人 人貴船会	別府市大字 野田五八五 番地一	介護予防訪問介護	平一八・四・一
デイサービスセンター 大観苑	〃	〃	〃	介護予防通所介護	〃
ヘルパーステーション 陽だまり	別府市北的 ヶ浜町五番 一九号	医療法人博 愛会	別府市北的 ヶ浜町五番 一九号	介護予防訪問介護	〃
通所リハビリテーション	〃	〃	〃	介護予防通所リハビリテーション	〃

大分県報（告示）

平成十八年七月十八日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 申請の概要

1 申請者の住所及び名称並びにその代表者の氏名

宇佐市大字上田二千百十一番地

パナソニックコミュニケーションズ株式会社デバイスカンパニー大分

専務事業役員カンパニープレジデント 植 木 典 生

2 特定事業場の所在地及び名称

宇佐市大字上田二千百十一番地

パナソニックコミュニケーションズ株式会社デバイスカンパニー大分工場

3 設置される特定施設の種類

水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）別表第一第六十六号 電気

めつき施設

平成十八年七月十八日

大分県報（告示）

平成十八年七月十八日

大分県報（告示）

四

種 能	類	力	工 事 着 手 予 定 年 月 日	工 事 完 成 予 定 年 月 日	使 用 開 始 予 定 年 月 日	使 用 時 間 間 隔	一 日 当 た り の 使 用 時 間	使 用 の 季 節 的 変 動	汚水等の一日当たりの量		汚水等の値								
									単位	単位	項目	mg／ ℓ	mg／ ℓ	mg／ ℓ	mg／ ℓ	mg／ ℓ	mg／ ℓ	mg／ ℓ	mg／ ℓ
電気めつき施設	一、〇〇〇万個／月	許可の日	平一八・一〇・一	平一八・一〇・一	平一八・一〇・一〇	連続	二四時間	なし	通常	最大	四	二六	二九	一〇	一一	五	八	二五	八
									通常	最大	一	一〇	一一	一〇	一一	五	八	二五	八
電気めつき施設	五〇〇万個／月	許可の日	平一八・一〇・一	平一八・一〇・一	平一八・一〇・一〇	連続	二四時間	なし	通常	最大	一四	三六	四〇	二七	三〇	二・八	二・五	二・八	二・八
									通常	最大	一	一〇	一一	一〇	一一	五	八	二五	八
電気めつき施設	五〇〇万個／月	許可の日	平一八・一〇・一	平一八・一〇・一	平一八・一〇・一〇	連続	二四時間	なし	通常	最大	八・九	三八	四二	一八	二〇	二・五	二・八	二・八	二・八
									通常	最大	八・九	三八	四二	一八	二〇	二・五	二・八	二・八	二・八

4 汚水等の処理の方法

種	類	物理化学的处理方式	能	力	九七〇㎥／日	構	造	主	要	寸	法	工事着手予定年月日	工事完成予定年月日	使用開始予定年月日	使用時間間隔	一日当たりの使用時間	使用の季節的変動	汚水等の一日当たりの量			等の汚水																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
																		単位	㎥／日	項目	単位	mg／ℓ	mg／ℓ	mg／ℓ	水素イオン濃度	生物化学的酸素要求量	化学的酸素要求量	浮遊物質																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
物理化学的处理		中和＋電解酸化＋化学酸化処理方式			ステンレス＋ポリエチレン＋FRP＋鉄筋コンクリート造			六二・〇×一三・〇×九・〇 m				既設	既設	既設	連続	二四時間	なし	通常	七五〇	七四〇	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五	八二五

その他参考となるべき事項	汚染状態の値					
	銅含有量	溶解性鉄含有量	窒素含有量	りん含有量	シアン化合物	鉛及びその化合物
	mg／ℓ	mg／ℓ	mg／ℓ	mg／ℓ	mg／ℓ	mg／ℓ
処理水は、全量を工業用水として循環使用する。	八六	一・八	三三・八	二・五	七〇	一・七
	一以下	一以下	一以下	一以下	一以下	一以下
	九一	二・〇	三六・一	二・八	七五	一・九
	一以下	一以下	一以下	一以下	一以下	一以下

5 排出水の量及び汚染状態の値									
排水口名	一日当たりの排出水量		No. 1						
	単位	通常 の値	最大 の値						
項目	単位	通常 の値	最大 の値						
水素イオン濃度		六・〇〇〇 八・〇〇〇	五・八〇〇 八・六〇〇						
生物化学的酸素要求量	mg／ℓ	三・〇	四・九						
化学的酸素要求量	mg／ℓ	三・一	七・五						
浮遊物質	mg／ℓ	二・九	五・〇						
大腸菌群数	個／㎖	三、〇〇〇以下	三、〇〇〇以下						
窒素含有量	mg／ℓ	三・四	一二・〇						
りん含有量	mg／ℓ	一・〇	三・一						
二 事前評価に関する書面の縦覧期間及び縦覧場所									
1 縦覧期間									
平成十八年七月十八日から同年八月八日まで。									
2 縦覧場所									
大分県生活環境部環境保全課及び宇佐市役所									
~~~~~									
大分県告示第七百三十八号									
土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第六十七条第二項の規定により、次の土地改良区の解散を認可した。									
平成十八年七月十八日									
大分県知事 広瀬 貞									
土地改良区名				所在地		認可年月日			
市ノ瀬土地改良区				日田市		平一八・七・七			

大分県告示第七百三十九号

大分県低入札価格調査実施要領（平成十二年大分県告示第六百七十二号）の一部を次のように改正する。

平成十八年七月十八日

大分県知事 広瀬 貞

第五中「指名競争入札執行通知書等」を「入札公告（入札説明書を含む。）又は指名競争入札執行通知書」に改める。

第六中「場合」の下に「（総合評価落札方式による入札において基準価格を下回る入札を行った者が最高の評価値を得ていない場合を除く。）」を加える。

第十を次のように改める。

第十 調査対象工事の入札結果及び調査結果の公表

一 低入札価格調査を行った場合の低入札価格調査実施前に入札結果の公表に当たっては、入札結果表に次に掲げる事項を記載するものとする。

（一）低入札価格調査を実施した旨

（二）基準価格を下回る入札価格にあっては、基準価格未満である旨

二 低入札価格調査後の入札結果の公表は、別に定める公共工事の発注見通し、入札及び契約の過程並びに契約の内容に関する事項の公表要領（平十三年三月二十九日付け監第七千七百六十二号・企検第二千四百七十四号）に基づき行うものとする。

第十一の次に次のように加える。

第十二 総合評価落札方式による入札における取扱い

総合評価落札方式による入札において低入札価格調査を実施する場合の第五及び第七から第九までの規定の適用については、第五の（二）中「最低の価格の入札をした者（以下「最低価格入札者」という。）」とあるのは「基準価格を下回る入札を行った者のうち、評価値の最も高い者」と、第七の（一）中「最低の入札価格」とあるのは「基準価格を下回り評価値の最も高い者の入札価格」と、第七の（二）、第八並びに第九の一及び二中「最低価格入札者」とあるのは「基準価格を下回る入札を行った者のうち評価値の最も高い者」と、第九の（一）中「他の者のうち最低の価格をもって申込みをした者（以下「次順位者」という。）」とあるのは、「他の者のうち評価値の最も高い者」と、第九中「次順位者」とあるのは「他の者のうち評価値の最も高い者」とする。

附 則

この告示は、平成十八年八月一日から施行する。

大分県告示第七百三十九号

大分県低入札価格調査実施要領（平成十二年大分県告示第六百七十二号）の一部を次のように改正する。

平成十八年七月十八日

大分県知事 広瀬 勝 貞

第五中「指名競争入札執行通知書等」を「入札公告（入札説明書を含む。）又は指名競争入札執行通知書」に改める。

第六中「場合」の下に「（総合評価落札方式による入札において基準価格を下回る入札を行った者が最高の評価値を得ていない場合を除く。）」を加える。

第十を次のように改める。

第十 調査対象工事の入札結果及び調査結果の公表

一 低入札価格調査を行った場合の低入札価格調査実施前の入札結果の公表に当たっては、入札結果表に次に掲げる事項を記載するものとする。

（一）低入札価格調査を実施した旨

（二）基準価格を下回る入札価格にあつては、基準価格未満である旨

二 低入札価格調査後の入札結果の公表は、別に定める公共工事の発注見通し、入札及び契約の過程並びに契約の内容に関する事項の公表要領（平十三年三月二十九日付け監第七百六十二号・企検第二千四百七十四号）に基づき行うものとする。

第十一の次に次のように加える。

第十二 総合評価落札方式による入札における取扱い

総合評価落札方式による入札において低入札価格調査を実施する場合の第五及び第七から第九までの規定の適用については、第五の（二）中「最低の価格の入札をした者（以下「最低価格入札者」という。）」とあるのは「基準価格を下回る入札を行った者のうち、評価値の最も高い者」と、第七の（一）中「最低の入札価格」とあるのは「基準価格を下回り評価値の最も高い者の入札価格」と、第七の（二）、第八並びに第九の一及び二中「最低価格入札者」とあるのは「基準価格を下回る入札を行った者のうち評価値の最も高い者」と、第九の（一）中「他の者のうち最低の価格をもつて申込みをした者（以下「次順位者」という。）」とあるのは、「他の者のうち評価値の最も高い者」と、第九中「次順位者」とあるのは「他の者のうち評価値の最も高い者」とする。

附 則

この告示は、平成十八年八月一日から施行する。

平成十八年七月十八日

大分県報（告示）

大分県告示第七百四十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成十八年七月十八日から二週間大分県土木建築部道路課に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成十八年七月十八日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

道路の種類及び路線名	区 間	区域変更前後別	敷地の幅員	延長
------------	-----	---------	-------	----

県道円座中津線	宇佐市院内町高並字御堂屋敷九二六番地先から 宇佐市院内町下船木字原ノロ一八四番一地先まで	前	一五・一メートル 四・〇	三五五・〇
	宇佐市院内町高並字御堂屋敷九二六番二から 宇佐市院内町下船木字原ノロ一八四番一地先まで	後	一七・一 一一・三	三五五・〇

大分県告示第七百四十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成十八年七月十八日から二週間大分県土木建築部道路課に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成十八年七月十八日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

道路の種類及び路線名	供 用 開 始 区 間	供用開始年月日
------------	-------------	---------

県道円座中津線	宇佐市院内町高並字御堂屋敷九二六番二から 宇佐市院内町下船木字原ノロ一八四番一地先まで	平一八・七・一八
---------	------------------------------------------------	----------

○選挙管理委員会告示

大分県選挙管理委員会告示第四十九号

次の団体は、政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第二項の規定により、平成十八年四月一日以後政治活動（選挙運動を含む。）のために寄附を受け、又は支出をすることができない団体となった。

平成十八年七月十八日

大分県選挙管理委員会委員長 梅 木 哲

一 政党の支部（一以上の市町村の区域等を単位として設けられる支部）

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
自由民主党安岐町支部	徳部傳造	片山幸夫	東国東郡安岐町大字中園四六七―五
自由民主党大分県塩政支部	河野藤恭	利光一敏	大分市豊海三丁目一九九四―二三八
自由民主党大分県大分市第十五支部	釘宮ゆみ	釘宮大輔	大分市ふじが丘南区二〇三―一一
自由民主党蒲江支部	長田助勝	橋本守	佐伯市蒲江蒲江浦三三八―一三
自由民主党竹田市連合支部	工藤一成	高山正成	竹田市大字玉来五四三―五五
二 その他の政治団体			
政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
秋吉みずえ後援会	芦原澄男	川島昇	宇佐市大字上庄一七二五
荒卷文夫後援会	荒卷文夫	荒卷文夫	竹田市大字飛田川一三四一



ありさんの会	永井保	加藤義矩	別府市馬場四―四　コーポ宮島三〇二
諫山洋介後援会	諫山洋介	熊谷国彦	日田市財津町三〇七七
樺木晋一郎後援会	古我城正義	櫛野春好	下毛郡三光村大字諫山一二八六―二
えとう明彦後援会	麻生朝徳	日野忠広	大分郡湯布院町大字川西九五〇
かわち正直後援会	河内正直	中野晴夫	大分市金池南二丁目九―二
北山義晴後援会	刎正年	高田貢	下毛郡耶馬溪町大字戸原一一一四―一
桐井寿郎と市政を考える会	桐井寿郎	川野進	大分市大字森五八四―二
釘宮ゆみ後援会	釘宮ゆみ	釘宮大輔	大分市ふじが丘南区二〇三―一
釘宮ゆみ由和会	釘宮ゆみ	釘宮大輔	大分市ふじが丘南区二〇三―一
くたらぎ雅春後援会	久多良木雅春	小名川利徳	大分市大字宮崎六五四―一
溪政会	相良雅哉	中島聡	下毛郡耶馬溪町大字樋山路二五九二
敬政会（安東敬三後援会）	吉田剛	安東正二	大分市大字玉沢一四四
啓盛塾	今川陸男	佐藤孝	大分市上宗方七一一―　日生ロイヤルマンション一〇一五号
神品文彦後援会	高山幹則	神田益臣	大野郡三重町大字市場一九一〇―一
佐伯市民クラブ	和久博至	木許健	佐伯市城下東町五一〇
坂本憲治後援会	坂本好規	小田勝司	玖珠郡九重町大字菅原一〇八六―二
首藤たかのり後援会	首藤隆憲	首藤憲一	大分市大字中戸次一四六四―九

  

中村あけみ後援会	宗像宗臣	羽田野勝利	宇佐市大字川部一七六五―一
西本久美子後援会	野村幸雄	森山節義	日田市日高町一三四八
野津町を築く会	内藤純孝	荒木幸治	大野郡野津町大字野津市八八―一三
浜尾茂後援会	浜尾茂	南喜文	大分市松原町三丁目四―一六　第二大和ビル
藤本速雄後援会	藤本速雄	藤本速雄	大分市羽屋八三〇―一
本田維憲後援会	本田維憲	本田維憲	速見郡日出町豊岡六一〇〇―一七三
溝口清三後援会	橋原守人	安藤茂信	大分郡湯布院町大字川上三〇四九―四
みやべ和弘後援会	宮邊和弘	宮邊千草	大分市志手三一三
安井正彦後援会	安東茂雄	志水陽一	大分市大字野津原一七二二
矢野晃啓後援会	矢野慶子	矢野晃	宇佐郡安心院町大字下毛二一七―五
吉藤孝後援会	吉藤孝	阿南大司	豊後大野市大野町宮迫一二二五―二

## ○教育委員会訓令甲

大分県教育委員会訓令甲第十七号

教育庁等における臨時的任用職員の管理に関する規程（平成十一年大分県教育委員会訓令甲第六号）の一部を次のように改正する。

平成十八年七月十八日

第二条の次に次の一条を加える。

（配置）

大分県教育委員会

平成十八年七月十八日

大分県報（選管委告示・教育委訓令甲）

第二条の二 教育庁等の所属長（以下「所属長」という。）は、臨時的任用職員を配置する必要があるときは、配置の期間、人員、業務内容を明示し、本庁の総務課長（以下「総務課長」という。）に協議しなければならない。

第三条第一項中「教育庁等の所属長（以下単に「所属長」という。）」を「所属長」に改める。

第四条を次のように改める。

第四条 所属長は、短期臨時職員を採用するときは、採用通知書（第四号様式）を本人に交付するものとする。

第五条第三項中「その任用期間」を「その任用期間」に、「されたもの」を「されたもの及び職員の育児休業の期間が延長される場合において延長前の育児休業の期間を任期の限度として任用されたもの」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、育休法第六条第一項第二号の定めるところにより任用されたものにあつては、延長後の育児休業の期間を超えて任用期間を延長することはできない。

第八条第一項中「臨時的任用しては」を「臨時的に任用する場合には、前回の任用期間満了後、前回の任用期間に相当する期間又は二月のいずれか短い期間を経過していなければ」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「前二項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。

第一号様式を次のように改める。

第1号様式（第3条関係）

長期臨時職員採用内申書

第 年 月 日 号

大分県教育委員会教育長 殿

所 属 長 印

下記のとおり職員の臨時的任用を行いたいので、発令されるよう内申します。

記

- 1 任用根拠

☐ 地方公務員法第22条及び職員の任用に関する規則第20条

☐ 地方公務員の育児休業等に関する法律第6条第1項第2号
- 2 任用しようとする職

勤務課所名

職務内容等

予算の状況

任用予定期間

年 月 日～ 年 月 日
- 3 任用しようとする者

職 名

氏 名

日 給 額

任用期間

臨時任用職員（ ）

円

年 月 日～ 年 月 日
- 4 面接意見について

面接担当者職氏名

仕事に対する熱意

業務に対する適性

県職員としての適否

その他特記事項等
- 5 添付書類

☐ 履歴書（写真貼付のもの）1通

☐ 健康診断書（要間接撮影）1通

平成十八年七月十八日

大分県報（教育委訓令甲）

第三号様式を次のように改める。

第3号様式 削除

第六号様式中

「 第 条第 項後段の規定により再度更新はできず、期間満了の際に別に辞令を用いず解職するので念のため申し添えます。 」

「下記の規定により再度更新はできず、期間満了の際に別に辞令を用いず解職します。

- ☐ 地方公務員法第22条第2項後段及び職員の任用に関する規則第21条
- ☐ 地方公務員の育児休業等に関する法律第6条第1項後段

改める。

第八号様式中

「 私は、この度、 第 条第 項第 号に基づく臨時的使用職員として採用されるに当たり、下記の勤務条件に同意します。 」

や「私は、大分県の長期臨時職員として採用されるに当たり、下記の勤務条件に同意します。」と

「 記

1 任用期間 年 月 日から 年 月 日までとする。 」 や

「 記

1 任用根拠 ☐ 地方公務員法第22条及び職員の任用に関する規則第20条 と ☐ 地方公務員の育児休業等に関する法律第6条第1項第2号

2 任用期間 年 月 日から 年 月 日までとする。 」

「2 勤務課所」や「3 勤務課所」と「3 職 名」や「4 職 名」と「4 給 与」や「5 給 与」と「5 手 当」や「6 手 当」と「6 社会保険等」や「7 社会保険等」と「7 服 務」や「8 服 務」と「8 勤務時間」や「9 勤務時間」と「9 休 暇」や「10 休 暇」と「10 懲 戒」や「11 懲 戒」と改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

○公 告

次のとおり落札者等について公示する。

平成十八年七月十八日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 落札に係る物品等の名称及び数量

大分県庁舎電話交換設備リース 一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

大分県出納事務局用度管財課

大分市大手町三丁目一番一号

三 落札者を決定した日

平成十八年六月八日

四 落札者の氏名及び住所

富士通リース株式会社 代表取締役社長 佐 藤 晨 一

東京都新宿区西新宿二丁目七番一号

五 落札金額

四千五百八十九万九千二百八十円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

六 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

七 一般競争入札の公告をした日

平成十八年四月二十八日

○雑 報

大分県市町村職員共済組合理事長浜田博から、大分県市町村職員共済組合の平成十七年度決算の要旨について、次のとおり登載依頼があった。

平成十八年七月十八日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

# 大分県市町村職員共済組合公告

大分県市町村職員共済組合定款第5条の規定に基づき、平成17年度決算の要旨を公告する。

平成 18年 7月18日

大分県市町村職員共済組合  
理 事 長 浜 田 博

## 損益計算書の要旨

(単位：千円)

	経 理 区 分	短 期	長 期	業 務	保 健	貯 金	貸 付	物 資	財 形	基礎年金支払
収 入	負担金	3,643,285	12,905,723	111,041	360,998					
	掛金	3,801,212	6,773,542		199,894					
	基礎年金交付金		1,680,416							
	利息及び配当金	3,444	1,777,692	85	649	77,233			1	
	その他の収入	1,806,392	19,438	98,661	276,051	317,785	470,984	22,057		954,354
	他経理から繰入			26,649						
	前年度繰越支払準備金	636,443								
	前年度繰越長期給付積立金		87,169,193							
	前期損益修正益	97	13,285		5					
	計	9,890,873	110,339,289	236,436	837,597	395,018	470,984	22,057	1	954,354
支 出	給付	4,016,948	19,194,442							
	役職員給与			43,135	31,104	4,978	5,958	6,894		
	旅費・事務費			12,991	4,590	820	869	333		
	委託費			4,392	1,390			592		
	支払利息					33,977	277,461	3,469		
	連合会払込金						15,820			
	老人保健拠出金	1,522,043								
	退職者給付拠出金	1,059,345								
	介護納付金	626,531								
	基礎年金拠出金負担金		5,087,539							
	他経理へ繰入	10,233	16,416							
	その他の支出	695,028		65,718	333,174	1,175	1,890	4,697		954,354
	次年度支払準備金	656,040								
	次年度繰越長期給付積立金		86,040,874							
	前期損益修正損	1	18							
	計	8,586,169	110,339,289	126,236	370,258	40,950	301,998	15,985	0	954,354
差引当期利益金又は当期損失金(△)		1,304,704	0	110,200	467,339	354,068	168,986	6,072	1	0

## 貸借対照表の要旨

資 産	流動資産	2,130,775	13,989,491	306,885	1,723,117	5,552,450	307,437	211,037	2,626	
	固定資産		72,051,383	1,371		3,608,695	13,453,994			
	繰延資産									
資 産 合 計		2,130,775	86,040,874	308,256	1,723,117	9,161,145	13,761,431	211,037	2,626	0
負 債	流動負債	313,889		148	231	8,693,746	38	207		
	固定負債	656,040		43,924	47,889	5,327	13,314,858	162,684		
	負 債 合 計	969,929	0	44,072	48,120	8,699,073	13,314,896	162,891	0	0
資 本	資本剰余金									
	積立金		86,040,874							
	利益剰余金	1,160,846		264,184	1,674,997	462,072	446,535	48,146	2,626	
	資 本 合 計	1,160,846	86,040,874	264,184	1,674,997	462,072	446,535	48,146	2,626	0
負 債 ・ 資 本 合 計		2,130,775	86,040,874	308,256	1,723,117	9,161,145	13,761,431	211,037	2,626	0